

令和6年4月30日

所属長 各位
教職員 各位

事務局長

新型コロナウイルス感染防止に係る対応について（第33報）

教職員の皆さまには、新型コロナウイルス感染防止対策について、一丸となって対応していただき、心より感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行してまもなく1年となりますが、手洗いや手指消毒、状況に応じたマスクの着用など基本的な感染防止対策に引き続き努めて下さい。

本通知内容は当分の間の対応とし、今後の感染動向等により見直す場合には改めて通知いたします。*

※ 附属病院やさいたま医療センター等から別途指示がある場合には、その指示に従って下さい。

【新型コロナウイルス感染症に係る報告の流れ等について】

教職員本人が新型コロナウイルス感染症と診断された場合や同居家族等が新型コロナウイルス感染症と診断され、濃厚接触が疑われる場合につきましては、所属長を通じて、Google フォームにより報告(別添参照)されるようお願いいたします。

(※報告漏れがないようお願いいたします。)

また、本人感染、濃厚接触及びワクチン接種後の体調不良時の休暇の取扱いについては、これまで自宅待機としておりましたが、5月以降は、年次休暇又は傷病休暇により対応するようお願いいたします。

なお、傷病休暇を取得する際は、原則として診断書の提出が必要です。当該診断書が提出できない事由があるときは、医療機関や薬局の領収書の写し又は自著の報告書(別紙)を提出することによりこれに代えることができます。

・「新型コロナウイルス感染症に係る報告の流れ」(別添)

【通知内容の問い合わせ先】

保健センター
さいたま医療センター感染制御室
総務部人事課